



建築物衛生法施行規則改正案

厚生労働省は建築物衛生法施行規則の改正案を公表しました。今回の改正は水道法に基づく「水質基準に関する省令」が廃止され、15年5月に新たに「水道水質基準に関する省令」が公布されたことに対応し、建築物衛生法施行規則第4条の水質検査の規定を「水道水質基準に関する省令」に基づくものに変更し、以下のとおり実施する予定です。

1. 水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合

6ヶ月に1回：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物

1年に一回：クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド

2. 地下水その他1.以外の水を水源の全部又は一部としている場合

給水の開始前：水道水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の上欄に掲げる全ての事項

6ヶ月に1回：一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物

1年に1回：クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド

3年に1回：四塩化炭素、1,1ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類

施行期日は平成16年4月1日

資料：2003年10月31日付 厚生労働省ホームページ
生活環境箇所 小林正幸

<年末年始休業について>

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。
何かとご迷惑をおかけすることは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月27日(土) ~ 1月4日(日)

揮発性有機化合物の排出規制求める 中央環境審議会

中央環境審議会の検討会は18日、大気汚染防止法の改正により、トリクロロエチレンやホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物(VOC)の排出を規制するよう求める報告書案をまとめました。環境省は次期通常国会に同法改正案を提出します。

VOCとは常温で揮発しやすい化合物のことで、約200種類の物質があります。発がん性が指摘される浮遊粒子状物質(SPM)や光化学スモッグの原因になる光化学オキシダントの発生にかかわるとされています。化学工場、印刷・出版産業などで、塗料や洗浄剤に使われています。日本では1年間に約185万トンのVOCが排出され、1平方キロあたりの排出量は、法規制がある欧米を大幅に上回っています。

報告書案では、規制対象のVOCを「工場などの排出口からガス状で排出される有機化合物」と定め、排出口からの濃度の規制を求めています。他の大気汚染物質の規制と同様に、施設設置の届け出、濃度基準の順守義務、罰則などを盛り込むよう提言しています。

資料：2003年11月19日付 環境省 HP、毎日新聞
受注管理箇所 小倉佐知子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 化学物質3万種登録義務付け EU
2. PCB 廃棄物保管量調査 環境省
3. 優良産業廃棄物業者を支援 環境省
4. H14年度ゴルフ場暫定指導指針対象農薬水質調査結果 環境省
5. 化学物質データを一元管理 厚労、経産、環境省
6. 神栖町の井戸水汚染問題 環境省
7. 河川水質の評価に新指標 国交省
8. H14年度地方公共団体等有害大気汚染物質モニタリング結果 環境省
9. 環境ホルモンスケジュールに8物質追加 環境省
10. PCB 廃棄物受入について 環境省
11. セメント廃棄物利用増加を目指し JIS 規格改正
12. 地下水水質調査6.7%環境基準超過 環境省



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発